

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第14号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市立青少年センターの休館日変更に伴い、青少年センター図書室に関する業務に従事する者にかかる週休日について所要の改正を行うものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 地域教育振興課（青少年センター図書室に関する業務に従事する者に限る。）に所属する職員にかかる週休日のうち、第1月曜日及び第3月曜日が祝日法に規定する休日（元日を除く。以下「休日」という）に当たるときはその日を勤務日とし、その日後においてその日に最も近い休日でない日を週休日とするもの。 2 施行期日 令和6年4月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第14号

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則について、次のとおり改正する。

令和6年3月25日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表地域教育振興課（青少年センター図書室に関する業務に従事する者に限る。）の項中「月曜日」の次に「（その日が、第1月曜日又は第3月曜日である場合において、祝日法に規定する休日（祝日法第2条に規定する元日を除く。以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日
地域教育振興課（青少年センター図書室に関する業務に従事する者に限る。）	1	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日	(1) 課長が職員ごとに指定する日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	地域教育振興課（青少年センター図書室に関する業務に従事する者に限る。）	1	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日(その日が、第1月曜日又は第3月曜日である場合において、祝日法第2条に規定する元日を除く。以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)	(1) 課長が職員ごとに指定する日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	2	午前9時から午後5時30分まで					2				